

# 「一般社団法人甲南大学同窓会甲南会」についての Q&A

## Q1 どうして法人化が必要なのですか？

A 甲南大学同窓会は設立以来、任意団体（権利能力なき社団）でありながら諸先輩方の努力によって活発に活動を継続してきました。

しかし、会員数が10万人を超え、多くの預かり資産を管理するまでに発展した現在、任意団体（権利能力なき社団）のままでは、資産の管理及び安定性と永続性が不安定であるため、多くの同窓生に安心してもらえるよう社会的信用度のある法人化が必要です。

## Q2 法人化した場合のメリットとデメリットは？

### A ◎ メリット

個人ではなく法人として権利義務の主体になるため、不動産、商標等の登記や銀行口座等が開設できるようになります。個人名で登録すると、代表者が変わった時や、団体内で金銭トラブルがあった時に、もめることが予想されます。しかし法人名で登録しておけば、権利関係は団体のもので個人のものではないということが明確となり、法人運営が円滑に進みます。

現在、同窓会のロゴなどの商標登録と管理は学園に依頼して学園名で行っていますが、法人化によって同窓会独自でできるようになります。

下記に簡条書きします。

- ・法人の権利が明確になり、法人の財産等が確定されます。
- ・法人としてのサービスが受けられて、組織の強化が図られ、社会的信用が増してその結果、同窓会の安定性と永続性が確保されます。
- ・法人と任意団体では受けられるサービスや世の中の信用度が違います。そのため、学生支援や同窓生サービスの強化が計れます。
- ・法人として管理運営がより透明化・適正化されます。
- ・幅広く活動すれば将来的に税務的に有利になります。
- ・学校法人甲南学園と法人同士のため協力関係が明確化します。

### A ● デメリット

メリットと引き換えにするような大きなデメリットというものはありません。あえてデメリットとして挙げるとすれば下記のようなものになるのでしょうか。

- ・設立時の費用が発生する（登記費用や新印鑑作成費等）

- ・通常一般社団法人になった場合は法人としての運営のコストが掛かるのがデメリットといわれますが、管理運営費としては現在も事務局があるのでコスト増にはなりません。法人として均等割税が課せられます。
- ・今の体制でも言えますが、将来的に管理・運営上の人的確保が重要事項となります。
- ・設立以来任意団体で活動して来た形態を変更するのは心情的に寂しいと考えられる同窓生もいらっしゃるかもしれません。

### Q3 法人になると税金は納めるのか？

A 税法上、非営利型一般社団法人となる予定なので、今後収益事業があった場合に生じた所得以外は原則的には課税されませんが、法人設置場所である神戸市と兵庫県の市県民税（均等割税）の支払い義務が生じます。

### Q4 社団法人甲南会が本社で、各地甲南会が支店の関係になるのですか？

A 現在の組織（甲南大学同窓会）は伝統的に本部・支部といった組織的な上下の関係性はありません。同じように一般社団法人甲南大学同窓会甲南会はそれを踏襲しますのでそのような関係性にはなりません。

### Q5 一般社団法人になれば新しい事業が出来るのですか？

A 社会的信用が増すので可能性は広がります、例えば独自に学生支援とか、同窓生に対してのサービス事業も考えられます。

### Q6 同窓会は65年ほど続いています。老舗感覚も必要なのでは・・・？

A いわゆる任意団体の法人成りということになりますので、今まで培ってきた甲南大学同窓会の伝統は変わることはありません。個人商店が法人化するのと同じようにお考えいただければと思います。

### Q7 現同窓会と社団法人での、一番の違いは何でしょうか？

#### また一番の利点は何でしょうか？

A 権利義務の主体になることができるか、できないかという点です。それゆえ、任意団体（権利能力なき社団）と法人とでは社会的信用度が格段に異なります。それにより安定性と永続性が確保されます。

### Q8 会員と社員って、何が違うのですか？

A 「会員」とは、甲南大学同窓会甲南会に加入する全ての同窓生と学生会員などです（但し学生会員は会員総会の構成メンバーではなく、社員にはなれません）

「社員」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」において最高意思決定機関とされる社員総会（法人の重要な事項を決定する）を構成するもので、社団法人の存立の基礎をなす者を指す用語です。

今回は会員総会にて社員を選任するという建付けを採っています。

**Q 9 正会員とは？**

A 甲南大学卒業生で同窓会への入会を希望して会費を納入した会員です。

**Q 10 社員はどうしたらなれるのですか？**

A 同窓会の正会員であれば、基本的にどなたも会員総会の前日までに社員になる意思表示を理事会に届け出て、会員総会当日に参加いただければ社員候補者になり、議決を経て社員に選任されるという手続きを想定しています。

**Q 11 社員は誰が決めるのですか？**

A 会員総会で決めます。

**Q 12 法人化は拙速すぎるのでは？**

A 法人化については20年ほど前から案件としてありました。当時は時期尚早だとして案件に上がってこなかったのですが、以前から話題に上り、議論の下準備はできていました。甲南と同じような中規模大学の同窓会が各地で法人化されたのを受け、前理事会より研究課題として具体的な検討を進めてきました。今期の理事会の引き継ぎ事項として調査研究をして、時間をかけて法人化を目指している経緯から、拙速だとは考えていません。

**Q 13 定款（ていかん）って何ですか？**

A 「定款」とは、その法人の基本事項を定めたもので、設立後の法人運営にも大きな影響を与える設立時に必要な重要書類です。現在の会則にあたります。法人の設立時に定款において定められた内容が登記されます。

**Q 14 すでに同窓会を法人化した他大学の知り合いから、何も変わってないので法人化になった意味が分からないと聞きました**

A 変革をせずに同じ活動を続けている同窓会なら変化が見えないのだと思います。しかし安定した持続可能な同窓会になるためには、若い感性を持った同窓生を中心に新しい試みと活動が必要であり、少しずつではありますがより良い方向に変化していくと確信しています。法人化はそれの手段の一つです。

**Q 15 現同窓会も活発に活動出来ているので現状のままで良いのでは？**

A 確かに他校の同窓会と比べて遜色のない活動が出来ていると考えていますが、将来的に現在の活動のままで良いのかという疑問があります。今のようなコロナ禍に見舞われた時に「仲良しクラブ的」な活動だけでは限界があります。これからはもっと有意義に活動できる同窓会にならないと持続性が保証されないと思います。その意味でも平生先生のお言葉のように、未来に向かって小さな種を蒔く契機にしたいと考えます。